【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年8月24日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤　修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目１７番１０号
【事務連絡者氏名】	坂本　久
【電話番号】	03-3277-1800
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日本技術評価オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成28年3月18日から平成28年8月24日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年３月17日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年７月15日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、信託契約を解約することに伴い、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、「第一部　証券情報　（７）　申込期間」、「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　３　資産管理等の概要　（３）　信託期間」および「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　３　資産管理等の概要　（４）　計算期間」につき、繰上償還に関する記載を追記することとし、以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

＿＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（７）【申込期間】

＜訂正前＞

平成28年 3月18日から平成29年 3月17日までです。

なお、当ファンドにおいて、本書「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　３　資産管理等の概要　（5）その他　ａ．信託の終了　（ロ）」の記載にしたがって、平成28年９月16日付けで繰上償還を行う予定です。繰上償還が確定した場合、申込期間は平成28年８月24日までとなります。

※平成28年７月15日時点の当ファンドの受益者のうち、この繰上償還に異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点の受益権総口数の過半数に満たない場合は、平成28年８月23日に投資信託契約の解約の届出を行い、平成28年９月16日に償還となります。ただし、異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点の受益権総口数の過半数となった場合は、繰上償還は行いません。

＜訂正後＞

平成28年 3月18日から平成28年8月24日までです。

当ファンドは、本書「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　３　資産管理等の概要　（5）その他　ａ．信託の終了　（ロ）」の記載にしたがって、平成28年９月16日に償還となります。申込期間は平成28年８月24日までとなります。

第二部【ファンド情報】

第２【管理及び運営】

３【資産管理等の概要】

（３）【信託期間】

＜訂正前＞

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

なお、当ファンドにおいて、後述「（5）その他　ａ．信託の終了　（ロ）」の記載にしたがって、平成28年９月16日付けで繰上償還を行う予定です。繰上償還が確定した場合、申込期間は平成28年８月24日までとなります。

※平成28年７月15日時点の当ファンドの受益者のうち、この繰上償還に異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点の受益権総口数の過半数に満たない場合は、平成28年８月23日に投資信託契約の解約の届出を行い、平成28年９月16日に償還となります。ただし、異議を申し出た受益者の受益権口数が同時点の受益権総口数の過半数となった場合は、繰上償還は行いません。

＜訂正後＞

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成28年9月16日までです。

当ファンドは、後述「（5）その他　ａ．信託の終了　（ロ）」の記載にしたがって、平成28年９月16日に償還となります。申込期間は平成28年８月24日までとなります。

（４）【計算期間】

＜訂正前＞

当ファンドの計算期間は、原則として毎年12月18日から翌年12月17日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日にあたるときは、各計算期間の終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

＜訂正後＞

当ファンドの計算期間は、原則として毎年12月18日から翌年12月17日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日にあたるときは、各計算期間の終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

なお、当ファンドは平成28年9月16日に償還となります。したがって第16期計算期間（最終計算期間）は平成27年12月18日から平成28年9月16日までとなります。